

農村地域への産業の導入に関する基本計画第1の2の

「法の規定により定められる農村地域」について

「法の規定により定められる農村地域」は、農村地域への産業の導入の促進等に関する法律（昭和46年法律第120号）第2条並びに農村地域への産業の導入の促進等に関する法律施行令（昭和46年政令第280号）第1条、第2条及び第3条の定めるところにより、下記市町村の区域とする。

（令和5年5月1日現在）

対象市町村					
51	大牟田市	直方市	飯塚市	田川市	柳川市
	八女市	筑後市	大川市	行橋市	豊前市
	中間市	小郡市	宗像市	古賀市	福津市
	うきは市	宮若市	嘉麻市	朝倉市	みやま市
	糸島市	那珂川市	篠栗町	須恵町	新宮町
	久山町	粕屋町	芦屋町	水巻町	岡垣町
	遠賀町	小竹町	鞍手町	桂川町	筑前町
	東峰村	大刀洗町	大木町	広川町	香春町
	添田町	糸田町	川崎町	大任町	赤村
	福智町	苅田町	みやこ町	吉富町	上毛町
	築上町				
市町村単位で対象となる区域を有する市町村(対象旧市町村)					
1	久留米市	(田主丸町) (北野町) (城島町) (三潞町)			